

介護保険

40歳以上の方が介護保険料を負担し、介護が必要な人を社会全体で支え合う仕組みです。

申請

が必要です

介護保険施設などでの居住費と食費が軽減されます

特定入所者介護サービス費（自己負担限度額）制度

所得の低い人が、介護保険対象施設の利用が困難にならないよう、利用者の自己負担となつている居住費と食費を、所得に応じた限度額までにする制度です。

この制度の利用には、負担限度額認定証が必要です。

負担限度額認定証

対象になる場合でも、申請が必要です。認定証が交付されたら、利用する施設の窓口にて提示してください。

対象 次の全てに該当する人

▽市民税非課税世帯の人

▽預貯金などの額が、単身者は1,000万円、配偶者がいる場合は2人合わせて2,000万円を超えていない人

対象となるサービス

▽介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院入所（院）者の居住費と食費

▽短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護利用者の居住費と食費

有効期間 申請した月の初日～令和2年7月31日

申請に必要なもの 申請日から2か月以内に記帳した通帳の写し、有価証券の価格表を確認できる書類、投資信託口座残高の写しなどの本人および配偶者の預金金額の分かるもの、申請書、印鑑

申請期間 随時

申請・問い合わせ先 介護保険課（☎40-0222）

または上下支所市民生活係（☎62-2114）

送付

します 介護保険料額決定通知書、納付書

令和元年度の介護保険料は、平成30年中の所得を基に計算してきます。介護保険料額決定通知書および納付書を7月中旬に送付しますので確認してください。対象 65歳以上の人

介護保険料を滞納すると

▽法律の定めにより差し押さえなどの滞納処分の対象になります。
▽介護保険サービス利用時に通常の負担で利用できないなど不利益が生じます。
▽連帯納付義務により、配偶者や世帯主も法律の定めにより滞納処分される

※やむを得ない事情で期限内の納付が困難な場合は、早めに相談してください。
保険料の減免制度があります

納付が困難な人には、介護保険料を減免する制度があります。
対象

▽介護保険料の所得段階が第2または第3段階で減免となる所得要件や扶養、資産の状況などの要件を満たす人

▽災害による著しい損害、生計維持者の死亡や長期入院、事業の休廃止などにより収入が激減した人
※詳しくは、介護保険課に問い合わせてください。

市民税非課税世帯の人の介護保険料を軽減します

令和元年10月から消費税などが10%に引き上げられることに伴い、市民税非課税世帯の人の介護保険料を引き下げます。手続きは不要です。

段階	対象	年額保険料	
		軽減前	軽減後
第1	▷生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金の受給者 ▷世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	32,500円	27,100円
第2	▷世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	50,600円	45,200円
第3	▷世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	54,200円	52,400円

窓口開庁時間を延長します

介護保険料の納付や納付相談のため、窓口時間を延長します。ご利用ください。
とき 7月25日(木)17時15分～19時
問い合わせ先 介護保険課（☎40-0222）